

報道発表資料

平成31年 2月22日
独立行政法人国民生活センター

たとえ桐花紋が入っていても架空請求ハガキは無視してください！

『地方裁判所管理局』と名乗る機関からハガキが届いた。ハガキには、『特定消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ』と書かれ、桐花紋が印刷されていた。事前連絡なくハガキで裁判所から通知が来るのはおかしいと思い家族に相談したところ、架空請求ではないかと言われた。架空請求かどうか確認したい」という相談が消費生活センターに寄せられています。

ハガキには、日本国政府において広く使われてきている桐花紋のような紋章が印刷されている他、「貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を御通知致します」「裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます」と記載されており、「裁判取り下げ等のご相談」に関しては、固定電話の問い合わせ先に連絡するように誘導しています。

また、連絡がない場合は、「原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して頂く様お願い致します」などと脅して不安にさせる文言も記載されています。

「地方裁判所」と名乗っていますが、裁判所とは一切関係ありません。裁判所の名称を不正に使用しています。また、**桐花紋のような紋章が印刷されていますが、公的機関からの請求ではありません。**

「書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます」と記載されており、**本人から連絡するように強調しています。**しかし、正式な裁判手続では、訴状は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で郵便職員が直接手渡すことが原則となっており、**ハガキで郵便受けに投げ込まれることはありません。**

ハガキが届いても**絶対に連絡を取らないようにしてください。**

少しでも不安を感じたら、**消費生活センター等（消費者ホットライン188（いやや））**にご相談ください。

※「消費者ホットライン 局番なしの 188（いやや）番」をご利用ください。最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

※裁判所からの本当の通知かどうかを見分ける方法については法務省のホームページで紹介されています。

・督促手続・少額訴訟Q&A

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji68-3.html>

※架空請求のハガキや封書（書面）に記載されている機関の名称は、裁判所や法務省の名称を不正に使用したり、消費生活センターや国民生活センターを装ったりするなど様々です。連絡をすると消費者にお金を支払わせようとしたり消費者から個人情報を得ようとしたりしますので、このようなハガキや封書（書面）は無視してください。

国民生活センターの関連情報

テーマ別特集

「利用した覚えのない請求（架空請求）」が横行しています

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/twoshotto.html

※架空請求について消費者へのアドバイスや被害防止の各取り組み等を掲載しています。

発表情報

・あなたの携帯電話番号が記載された架空請求は無視してください！（2018年12月7日）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20181207_1.html

・「地方裁判所管理局」からの架空請求は無視してください！（2018年11月29日）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20181129_1.html

・「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」からの封書による架空請求は無視してください！（2018年10月31日公表、平成30年11月7日更新）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20181031_1.html

・「消費生活相談センター」からの「訴訟告知確認書」ハガキは無視してください！（2018年6月20日）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180620_1.html

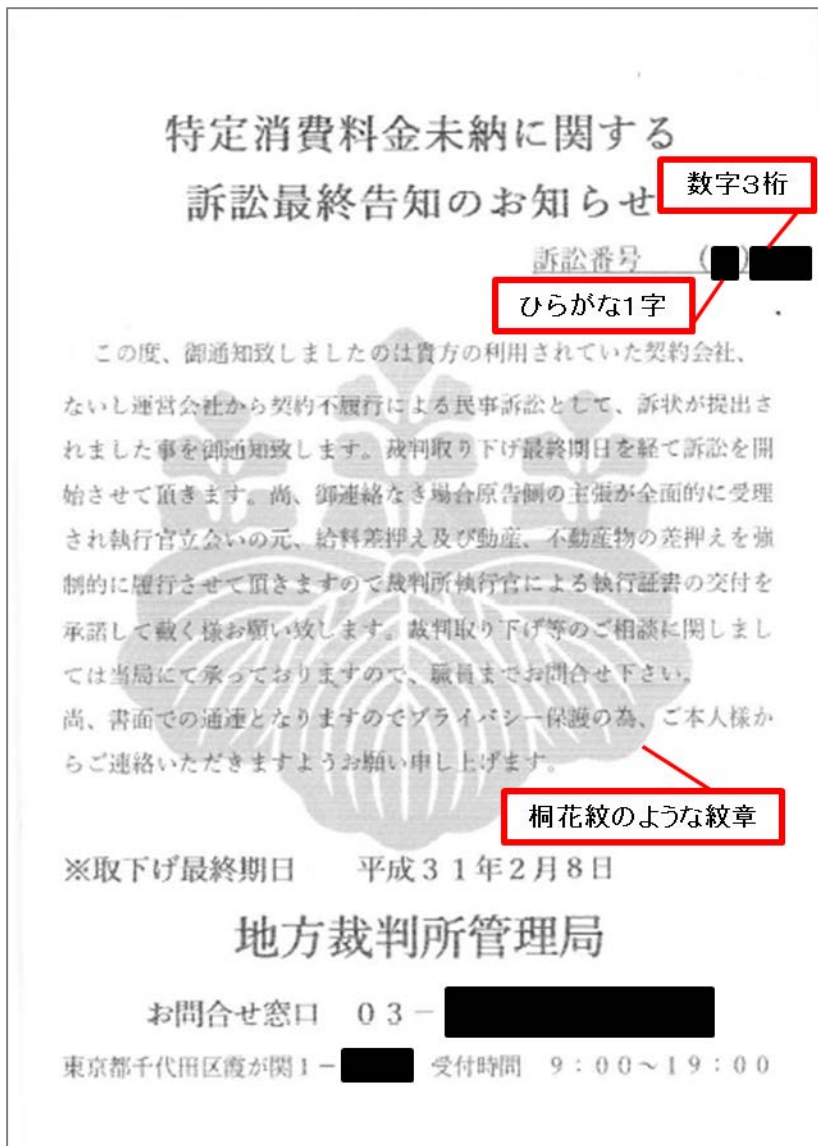
・速報！架空請求の相談が急増していますー心当たりのないハガキやメール・SMSに反応しないで！ー（2018年4月20日）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180420_1.html

・「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキは無視してください！（2017年5月1日）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170501_1.html

●実際に相談者へ届いたハガキの例



●ハガキの内容

特定消費料金未納に関する
訴訟最終告知のお知らせ

訴訟番号(●)●●●●

この度、御通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を御通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、御連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して頂く様お願い致します。裁判取り下げ等のご相談に關しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取下げ最終期日 平成 31 年 2 月 8 日

地方裁判所管理局

お問合せ窓口 03-●●●●●-●●●●●

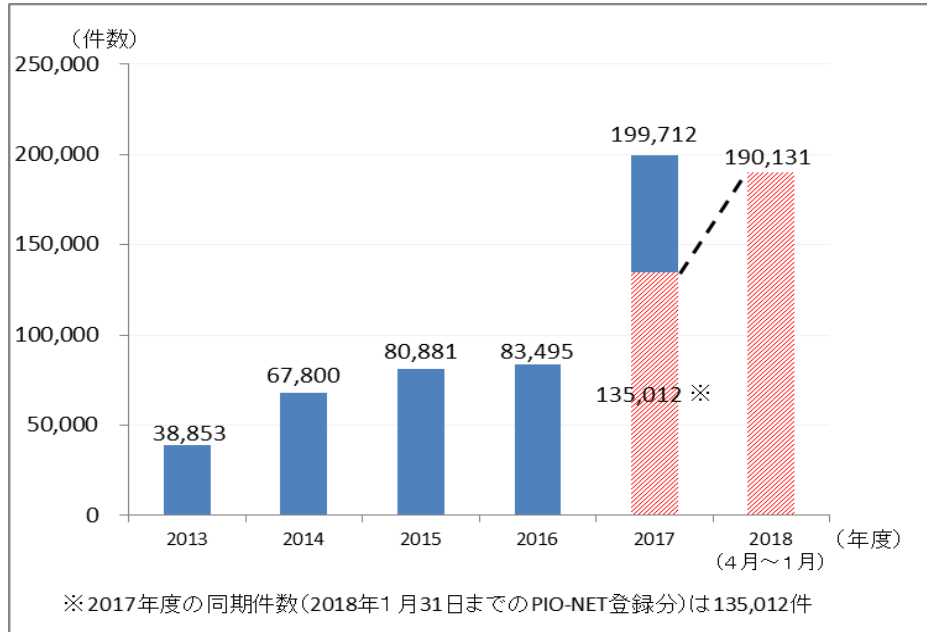
東京都千代田区霞が関 1-●-●

受付時間 9 : 00 ~ 19 : 00

(参考)

2018年度に全国の消費生活センター等に寄せられている架空請求に関する相談は、2017年度の同時期と比べて増加しています。

図 PIO-NET(*)にみる架空請求に関する相談件数の推移



(*) PIO-NET (パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。相談件数は、2019年1月31日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。